

## 豊中市立郷土資料館の施設使用に係る基準

(趣旨)

第1条 豊中市立郷土資料館条例（以下「条例」という。）第4条の使用承認、及び第5条の使用制限、第7条の使用料等、豊中市立郷土資料館条例施行規則（以下「規則」という。）第4条の使用承認の申込み、及び第6条の使用承認書の交付、第10条の使用料の減免に係る必要な事項について定める。

(使用承認の申込み)

第2条 条例第4条に規定する使用承認については、豊中市立郷土資料館の施設を使用しようとする者（以下「申込者」という。）が、「豊中市立郷土資料館使用申請書」（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

ただし、常設展示及び企画展示の見学等に付随して学芸員による解説要望等があり、協議の結果、郷土資料館の施設を使用する場合、また、郷土資料館との共催・協力事業による場合は、当該申込みを不要とする。

(使用承認の決定)

第3条 教育委員会は、前条の申込書の提出があったときは、条例第3条の2に沿って内容を審査し、施設利用の可否について決定し、「豊中市立郷土資料館施設使用承認通知書」（様式第2-1号）、もしくは「豊中市立郷土資料館施設使用不承認通知書」（様式第2-2号）により速やかに申込者に通知するものとする。

(使用制限)

第4条 条例5条第4項に規定されている「その他教育委員会が適当でないと認めるとき」については以下のとおりとする。

- (1) 営業活動、または営利を目的とする場合
- (2) 宗教活動を行う場合
- (3) 政治活動のうち、選挙運動と認められる場合

(使用料の減免)

第5条 条例第7条第2項に規定する「特別の理由があると認めるとき」の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 豊中市または豊中市教育委員会事務局、市立豊中病院、市上下水道局等の各部局（以下「市各部局」という。）が使用する場合。また上記以外の公共機関が使用申込みを行う場合は「市各部局」に準じて取り扱うものとする。

- (2) 市各部署の事業を受託する者による、当該受託事業関連で使用する場合。
- (3) 豊中市出前講座及びそれに準じる講座受講の依頼による使用の場合。ただし、講座の実施または主催する団体の運営にあたって会費等の徴収を行う団体については、「特別の理由」にあたらぬものとする。

(使用料の減免の申込みについて)

第6条 規則第10条に規定されている減免を受けようとする者は、「豊中市立郷土資料館施設使用料減免申込書」(様式第3号)に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免の決定)

第7条 教育委員会は、前条の申込書の提出があったときは、内容を審査し、使用料の減免の可否について決定し、「豊中市立郷土資料館施設使用料減免承認通知書」(様式第4-1号)、「豊中市立郷土資料館施設使用料減免不承認通知書」(様式第4-2号)により速やかに申込者に通知するものとする。

(使用料の返還について)

第8条 条例第8条に規定する「特別の理由があると認めるとき」の範囲は、次のとおりとし、「豊中市立郷土資料館使用料還付申請書」(様式第5号)により還付の手続きを行う。

- (1) 災害時など使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき、既納の使用料の全額を返還する。
- (2) 使用する日の7日前までに使用承認の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めたとき、既納の使用料の5割の額を返還する。
- (3) その他教育委員会が相当の理由があると認めたとき、使用料の全額を返還する。

附則

この基準は、令和5年(2023年)4月1日から実施する。

この基準は、令和5年(2023年)10月1日から実施する。